コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2015 年 9 月 25 日

株式会社アドベンチャー
代表取締役社長　中村　俊一
問合せ先：　取締役　福田　貴史　03-6277-0515
http://jp.adventurekk.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの目的について、株主、取引先、従業員、さらには利用者、地域社会などのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を高めるべく、経営の効率化を図るとともに健全性・透明性を確保することにあると考えております。かかる目的を達するためには、役員の選任、報酬の決定、経営の監視、コンプライアンスの実施等により、経営に対する監督並びに監査等が実効的に行われることが肝要であり、当社はコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることについて経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

また、当社グループでは、社外取締役（2 名）及び社外監査役（3 名）により取締役会の監督機能を高め、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保に努めております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村　俊一	1,600,000	71.67%
YUKIO　MIYAMAE	98,000	4.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	88,500	3.96%
RIEKO　YAGI	76,700	3.43%
松井証券株式会社	47,400	2.12%
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	36,800	1.65%
JP MORGAN CHASE BANK	28,400	1.27%
野村信託銀行株式会社（投信口）	24,400	1.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	23,600	1.06%
株式会社 SBI 証券	10,800	0.48%

支配株主名	中村　俊一

３．企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	６月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1,000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、職務権限規程に基づき、取締役会において決議を行い、少数株主の保護に努めてまいります。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	１名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)

		a	b	c	d	e	f	g	h	i
森田　純子	弁護士				○				○	
高橋　知道	他の会社の出身者				○	○			○	

※1　会社との関係についての選択項目

a.親会社の出身である

b.他の関係会社出身である

c.当該会社の大株主である

d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役に選任している理由
森田　純子	○	d.株式会社スタートトゥデイ監査役、株式会社ソラスト監査役	弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の社外監査役として企業経営に関与されており、その経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
高橋　知道		d.株式会社ベクトル取締役、株式会社プラチナム取締役、維酷公共関係諮問（上海）有限公司監事 e.オープンアソシエイツ株式会社代表取締役	経営者としての豊富な経験及び特にアジアを中心とした事業展開に関する豊富な知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されており、その

			経験から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査において投資家保護を、監査役監査において株主及び債権者の利益の保護を、内部監査において当社グループの継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査（監査役監査・内部監査・会計監査）を実施し、当社グループの健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しております。監査役とは内部監査報告書等の共有や都度コミュニケーションを図っております。また、監査法人とは監査実施時等の社内での作業を行うときに個別に情報を共有しております。また、三様監査の実効性を高め、かつ、全体としての監査の量的向上を図るため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
児玉　尚人	公認会計士								○	
山川　善之	他の会社の出身者				○	○			○	
西木　隆	他の会社の出身者				○	○			○	

※1　会社との関係についての選択項目

a.親会社の出身である

b.他の関係会社出身である

c.当該会社の大株主である

d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
児玉　尚人		―	会計士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
山川　善之		d.株式会社ユナイテッドアローズ監査役、株式会社リプロセル取締役、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所取締役 e. 響きパートナーズ代表取締役	企業の経営者としての経験、実績、技術をはじめとした各領域での専門性を有しており、また、他社の社外取締役及び社外監査役としても企業経営に関与されていることから、当社の経営基本方針の決定及び業務執行の監督などの役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
西木　隆		d.株式会社ベクトル取締役、株式会社ウィルゲート取締役	企業の経営者としての経験、実績をはじめとした各領域での専門性を有して

		e. Stream Capital Partners Japan 株式会社代表取締役	おり、当社の経営基本方針の決定及び業務執行の監督などの役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役として長期的な事業成長を支えるインセティブとして、就任時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,社外監査役,従業員

該当項目に関する補足説明

―

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬の総額の範囲において、取締役会に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフは配置しておりませんが、経営企画室が窓口を担当

し、必要に応じて各種のサポートを行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下記のとおりであります。

（1）取締役会

経営上の重要意思決定機関である取締役会は、５名（うち２名は社外取締役）で構成されております。毎月１回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

（2）監査役会

当社の監査役は３名であり、すべて社外監査役であり、うち１名は常勤監査役であります。

監査役会は、毎月１回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は取締役会等の重要な会議に出席するなど各取締役の業務遂行状況を監査しております。また、監査法人・内部監査人との連携を密にとるとともに、監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、取締役会に対する監査指摘事項として提出されております。

（3）会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツが監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は、瀬戸卓、加藤博久の２名であり、当社の監査業務に係る補助者は公認会計士３名、その他９名であります。

（4）内部監査

当社の内部監査は代表取締役社長から任命された内部監査担当者（２名）が行っております。内部監査担当者は内部監査規程及び代表取締役社長から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

内部監査担当者、監査役及び会計監査人との間で、必要に応じて意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役２名及び監査役会設置会社として、社外監査役 3 名を選任しております。社外取締

役及び社外監査役は定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行全般にわたって経営監視を行っております。このようなコーポレート・ガバナンス体制を選択することによって、経営者及び社内取締役による会社の私物化、誤った経営方針や意思決定を未然に防ぐことができると考え、現在の体制を選択しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、早期発送に向けて努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日については、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるよう日程調整に留意しております。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は実施しておりませんが、機関投資家・アナリスト向け決算説明会資料を、説明会開催後、速やかに当社 HP において開示する等、個人投資家に対して情報格差が生じないよう工夫しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	半期に一度、機関投資家・アナリスト向けの決算説明会を開催し、当社に対する認知度の向上及び企業価値向上を図ってまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ上にＩＲ情報のコーナーを設け、適時開示資料等を掲載する予定でおります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室がＩＲを担当しております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、当社ホームページ及び適宜開催する会社説明会等を通じて情報提供を行う方針であります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、お客様、従業員、株主・投資家、取引先・事業パートナー、地域社会・国際社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たしてまいります。
また当社の企業価値の向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き、以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

a　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

（２）取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

（３）取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行する。

（４）「コンプライアンス規程」その他社内規則に基づき、法令順守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。

（５）業務執行に関する法令および定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。

（６）業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力および団体等からの不当な要求には法的対応を行うとととともに、反社会的勢力および団体への資金提供は絶対に行わない。

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。

（２）コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備および見直しを行う。

（３）不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。

（４）「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき

損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長および監査役に対して適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。

（2）業務執行に関する責任者およびその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。

e　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社は、「関係会社管理規程」に基づき、主要な子会社および関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。

（2）「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社および子会社における業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。

（3）子会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

f　財務報告の信頼性を確保するための体制

（1）当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備および運用を行う。

（2）財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備および運用を行う。

（3）財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

g　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

（2）当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

h　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

（1）取締役およびその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影

響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役およびその他使用人に対して報告を求めることができる。

（２）取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。

ｉ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

（２）監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、全ての役員登用時、従業員の入社時、新規顧客との取引時、株主に対して下記の通りに反社会的勢力排除に向けた調査を行っており、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はありません。当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策ガイドライン」を制定し、反社会的勢力対応部署及びその責任者を経営企画室と定めております。

1）役員登用時に関係各所からのヒアリングや、日経テレコン、インターネット等を利用して調査を行います。

2)入社時・入社後の誓約書に反社でない旨の宣言書を入手しております。また、重要なポジション（部門責任者レベル）を採用する場合には日経テレコン、インターネット等を利用して調査を行います。

3)新規取引開始に当たり日経テレコン、インターネット等を利用して調査を行います。また、新たに契約書を締結する場合には契約書に取引先が反社会的勢力等と関わる企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。既存取引先に対しては、原則として年に１度、継続取引先で前回調査実施から１年以上経過している取引先について調査を行っております。

4)第三者割当増資等を行って新規に株主になってもらうに当たり関係各所からのヒアリングや、日経テレコン、インターネット等を利用して調査を行います。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策は導入しておらず、また現時点においては今後の導入計画も予定しておりません。しかしながら、その必要性が生じた場合においては、弁護士等も交えて慎重に検討を行うように致します。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

【模式図(参考資料)】

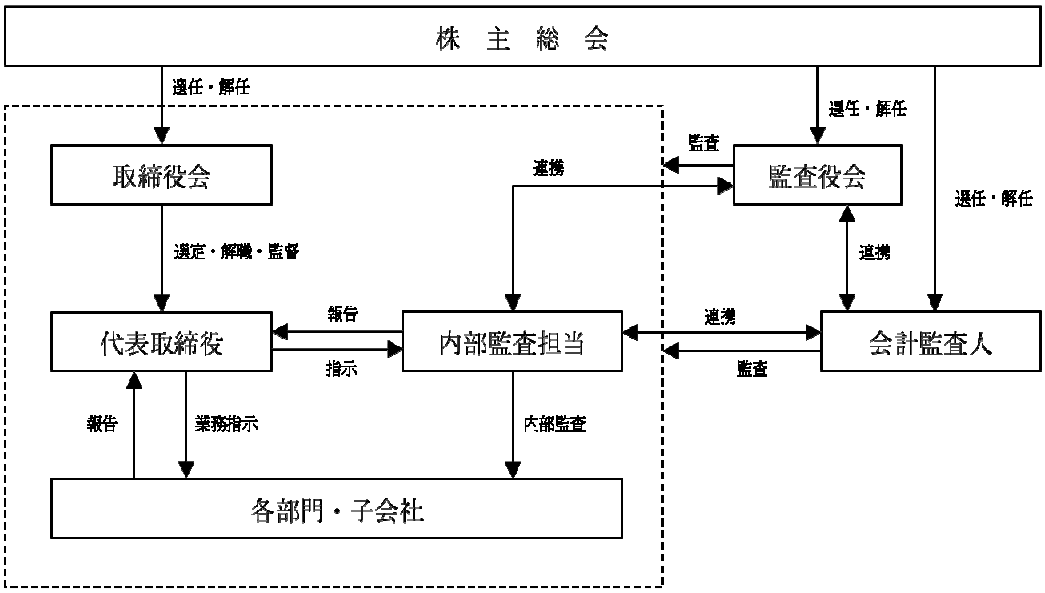

【適時開示体制の概要（模式図)】

○決定事実に関する情報の適時開示業務フロー

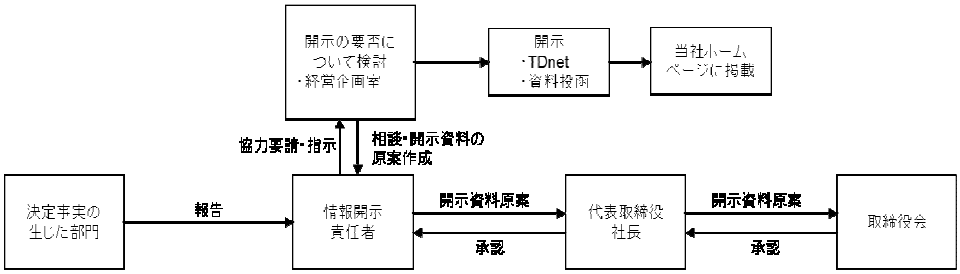

○発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

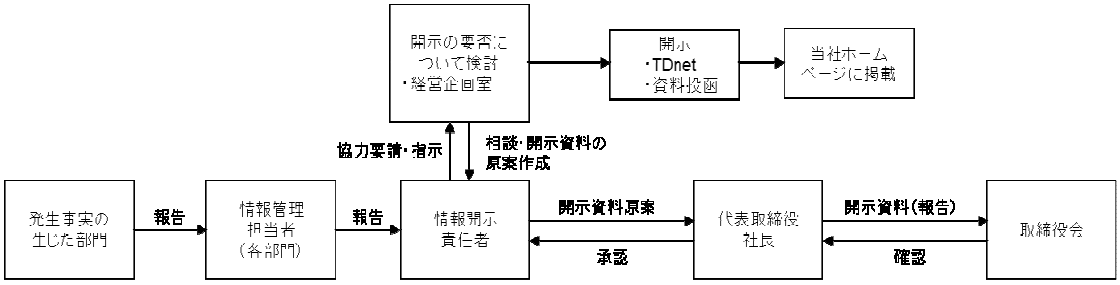

○決算に関する情報の適時開示業務フロー

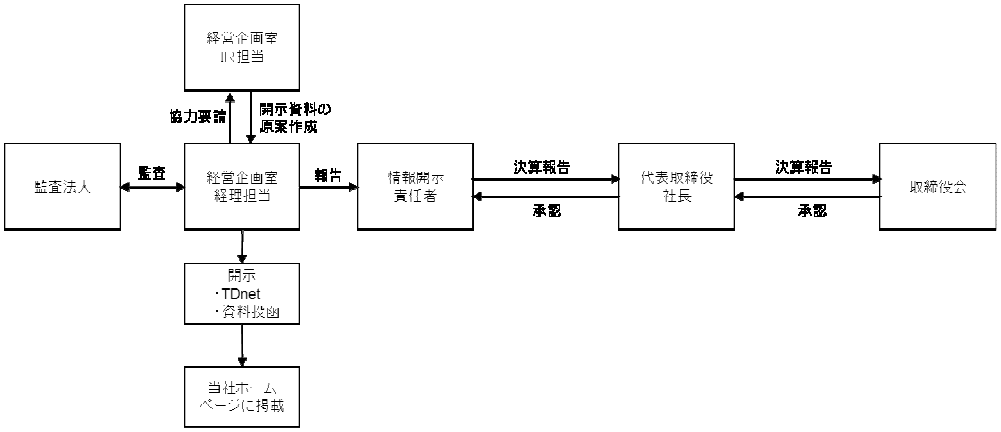

以上